

## 公共測量で設置した基準点等の測量標及び測量成果を使用される皆様へ

オホーツク総合振興局

網走建設管理部用地管理室用地課

網走建設管理部が所管する基準点等の測量標及び測量成果の使用して「公共測量」を行う場合には、測量法第26条(39)及び第44条<sup>\*1</sup>の規定により「使用承認」を受ける必要がありますので、別紙の様式により「測量標・測量成果の使用承認申請書」を提出してください。(記入例参照)

また、公共測量以外の測量でも測量標を使用される場合は、当課にご相談下さい。測量標の設置場所には、立ち入りの許可等が必要となる場合もあります。

承認手続には、郵送等にかかる期間を除き、7日から14日程度の期間をいただいております。ただし、書類に不備がある場合には、その「確認、修正作業」に、それ以上の期間を要する場合がありますので、申請を行う場合は期間に余裕を持ってお願いいたします。

なお、承認書のメールでの発送を希望される場合は、申請の際に申し出ていただくことで、承認後直ちに「発送」ができますので測量成果等の内容確認が可能(※印刷等ができないPDF形式での発送になります)です。

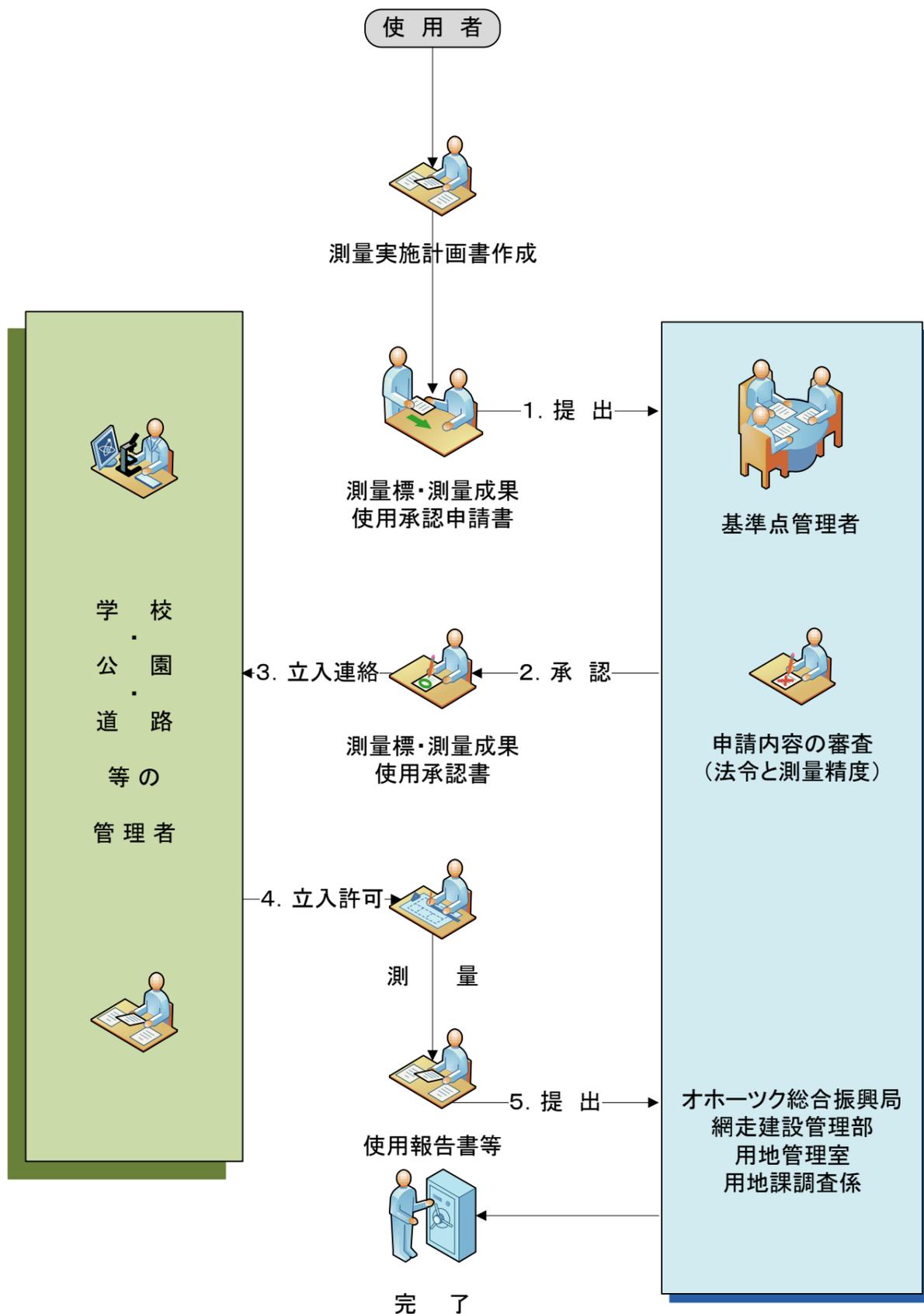
郵送を希望される場合は、返信用封筒を用意していただく必要があります。また、使用を希望する測量標及び測量成果が大量となる場合、有償となる場合もありますので、必ず申請される前に、当課調査係へお問い合わせください。



\*1 測量法 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
  - 一 申請手続が法令に違反していること。
  - 二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

# 公共基準点・水準基標 使用手続きの流れ



## 1. 測量標・測量成果 使用承認申請書の提出方法 (2通り)

- (1) FAXの場合 使用承認申請書を事前にFAXし、電話でFAXした旨を連絡してください。確認いたします。
  - (2) 来所の場合 事前に電話でご相談頂いたうえで、使用承認申請書により申請してください。
- ※ 使用承認申請書記載例を参考に各項目に記入してください。

## 2. 測量標・測量成果 使用承認書の発行

申請書受理・決裁のうえ10日(土日祝祭日・年末年始を除く、最短で3日)以内に使用承認書ができたことを電話で連絡しますので、網走建設管理部の用地課調査係までご来所ください。

なお、FAXによる事前申請の場合は、来所時に使用承認申請書の申請者氏名欄に押印した申請書を改めてご持参ください。この正式な申請書と交換に使用承認書を交付いたします。

## 3. 立入り連絡

測量標を設置している施設の管理者への立入り連絡は、使用者(測量業者)が行ってください。

## 4. 立入り許可

観測に伴う施設への立入りは、施設管理者から許可を得てから行ってください。

## 5. 使用報告 (公共基準点測量のみ)

使用者は、測量完了後に公共基準点の使用報告書と精度管理表(必要に応じて平均図)を提出してください。提出方法は、郵送でも結構です。基準点の精度維持に活用させていただきます。

## 6. 北海道公共基準点等の使用について

北海道の管理する公共基準点・水準基標の使用についての詳細は、「北海道公共基準点等使用要領(案)」、「北海道公共基準点等使用仕様書(案)」(PDF形式)を参照してください。

## 7. 使用承認申請様式

- (1) 使用承認申請書
- (2) 「北海道公共基準点・水準基標使用要領(案)」(PDF形式)
- (3) 「北海道公共基準点等使用仕様書(案)」(PDF形式)